

五ヶ瀬町高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画・認知症施策推進計画  
策定業務仕様書

## 1. 委託業務名

五ヶ瀬町高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画・認知症施策推進計画策定業務

## 2. 委託期間

契約締結の日から令和9年3月26日までとする。

## 3. 業務の目的

本業務は、五ヶ瀬町の高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられることを目指して、五ヶ瀬町高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画（以下「第9期計画」という。）の見直しを行い、本町の高齢者の状況を的確に把握し、本町が取り組むべき課題や高齢者福祉施策の方向性、サービス目標量等を定める令和9年度からの五ヶ瀬町高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画・認知症施策推進計画（以下「第10期計画」という。）を策定することを目的とする。

なお、認知症施策推進計画については、国の認知症施策推進基本計画を勘案し、一体的に策定するものとする。

## 4. 業務計画書の提出

- (1) 受託者は、契約締結後10日以内に業務計画書を作成のうえ発注者に提出し、承認を受けること。
- (2) 業務計画書には、検討業務内容、業務遂行方針、業務詳細工程、打合せ計画について記載すること。

## 5. 業務内容

### (1) 基礎的な地域データ及び資料の整理分析

高齢者福祉・介護保険をめぐる施策動向、認知症施策の動向及び国・県の指針並びに本町の概要、社会経済的特性、地域福祉資源の整備状況、高齢者の現況動向（認知症高齢者数の状況を含む）、サービスの利用状況等について、町事務局が提供するデータや資料を

もとに整理分析を行う。

## (2) 各種調査の集計分析・追加分析

### ① 在宅介護実態調査

自動集計分析ソフトにおける分析結果を計画に反映する。

- ・自動集計分析ソフト 受託者による入力 (約 50 件)

### ② 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 (必須+オプション項目+独自項目で実施)

地域包括ケア「見える化」システムによる調査分析結果を計画に反映する。

- ・データ入力支援ソフト 受託者による入力 (約 700 件)

### ③ 介護事業所調査

居所変更実調査、介護人材実態調査 委託者にて実施予定

- ・その他必要な調査

計画策定にあたり、町が実施する関係者等への意見聴取や追加調査について、必要に応じて支援を行うこと。

## (3) 給付実績集計・分析の実施

国保連給付実績データ等 (地域包括ケア「見える化」システムによるデータ等) に基づき、要支援・要介護認定者の推移、サービスの利用状況、給付実績に関する給付状況の分析を行う。また、第9期計画の設定経緯を踏まえ、第10期計画の前提となる将来人口及び高齢者人口を設定し、国から提示されるワークシートにより介護認定者数、介護保険サービス利用者数を推計するとともに、介護保険サービス見込量、介護保険給付費、第10期介護保険料の設定支援を行う。

### ① 人口及び被保険者数、介護認定者数の推計支援

令和9年度からの年齢別・男女別人口、介護認定者数及び介護予防の実施を踏まえた介護認定者数の推計

### ② 各年度における種別ごとの介護サービスの見込み量の算定支援

- ア) 介護給付サービスの見込み
- イ) 介護予防サービスの見込み
- ウ) 地域支援事業に要する費用の額、量の見込み

### ③ ①及び②を踏まえた介護保険料の算定支援

介護保険料の算出にあたっては、中長期的な介護給付費の推計を踏まえ、基金の適切な積立及び活用を含め、複数の案により検討を行うこと。

#### **(4) 施策・事業の実施状況の評価及び課題のとりまとめ**

第9期計画の分析結果及び計画内容を十分活用し、現行計画に位置付けられた施策・事業全般の実施状況について評価を行う。

- ①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査及び在宅介護実態調査に基づく地域課題の把握と整理
- ②地域の現況把握と整理、これまでの高齢者福祉施策（介護保険サービス、地域支援事業等）及び認知症施策の検証と課題のとりまとめ（認知症の予防、早期発見・対応、地域支援体制等の観点を含む）
- ③地域包括ケアの推進に向けた取り組み事項の検討、情報収集（他市町村の情報提供含む）

#### **(5) 計画骨子案・素案・成案の作成**

これまでの調査結果を踏まえて第10期計画及び認知症施策等の基本課題や施策方向を整理し、今後の重点課題と施策の目標・体系をとりまとめた計画骨子案・素案・成案を作成し、内容の協議を行う。計画策定に関する具体的な検討及び調整作業については、町と協議しながら行う。

- ①調査・分析結果に基づく計画骨子案の作成
- ②計画素案・成案の作成、とりまとめ
- ③計画素案・成案ともに、図表、グラフ、イラスト等を使用し、わかりやすいレイアウトデザインを行う。

#### **(6) 計画策定委員会の運営支援**

計画内容を審議するために設置される計画策定委員会（3回程度を予定）の運営について、会議資料を作成するとともに出席し、協議事項に関する説明及び要約議事録の作成等の支援を行うとともに、事務局打ち合わせへ出席し、本業務の進捗状況の報告もしくはその他必要な打合せを行うものとする。

#### **(7) パブリックコメントの実施支援**

計画素案についてのパブリックコメントを委託者が実施するにあたり、実施方法やとりまとめに関する支援を行う。

- ①パブリックコメントの資料作成
- ②パブリックコメントにより徴収した意見の集約及び第10期計画への反映

## (8) 介護保険・高齢者福祉施策に関する情報提供支援

介護保険・高齢者福祉施策に関する動向は日々変化しており、本計画は国の方針を踏まえながら策定することが必要である。厚生労働省等において指針の公表や会議の開催が行われた際には、公表内容の要約等を委託者に提供するとともに、調査手法や分析方法の検討についても支援を行う。

## (9) 打合せ協議等

本業務を適正かつ円滑に実施するため、受託者は委託者と常に密接な連絡を取り、業務の方針及び条件等の疑義を正すこととし、その内容についてはその都度受託者が書面（打合せ記録簿等）に記録し、相互に確認することとする。

## 6. 納入成果品

(1) 五ヶ瀬町高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画・認知症施策推進計画  
調査報告書

簡易印刷 5部（A4版）及びデータ

(2) 五ヶ瀬町高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画・認知症施策推進計画書  
冊子 50部（A4版）及びデータ

※データはPDF及び加筆修正が可能な電子データ（ワード、エクセル等）とする。

## 7. 納入先

五ヶ瀬町役場 福祉課

## 8. 留意事項

- (1) 本業務の履行に当たっては、委託者と綿密な協議及び連絡を行い進めることとする。
- (2) 本業務の履行に当たっては、業務に精通した経験者を配置すること。
- (3) 受託者は、個人情報保護に関する法律や五ヶ瀬町個人情報保護法施行条例を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。また、業務終了後も同様とする。
- (4) 受託者は、委託者から提供を受けた資料を本業務以外の目的に使用してはならない。また、提供を受けた資料は、契約期間終了後すべて返却する。

- (5) 本業務の成果はすべて委託者の所有とし、委託者の許可なく貸与、公表、使用してはならない。
- (6) 本業務を遂行するにあたっては、関係する法令及び本仕様書を遵守し、委託者の意図及び業務の目的を十分に理解して業務を行う。

## 9. その他

- (1) 本仕様書に記載のない事項については、必要に応じ別途協議し決定するものとする。
- (2) 当該計画に係る事項について、今後新たな方針が国及び県から示されるなど状況が変化した場合には、本町と協議の上、本業務内容を変更することができる。